

## 庁舎等の建物清掃業務等入札参加希望者登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、秋田市が発注する庁舎等の清掃業務等の指名競争入札等（以下これらを「競争入札」という。）に参加を希望する者を登録し、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

### (登録できない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加を希望する者として登録することができない。

- (1) 秋田市内に主たる事業所又は住所を有していない者
- (2) 当該事業を営んでから1年を経過していない者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定において、秋田県知事の登録を受けていない者

### (参加希望の申請)

第3条 競争入札に参加を希望する者は、庁舎等の建物清掃業務等入札参加希望者登録申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 資格審査調書
- (2) 法人にあつては商業登記簿謄本および定款、個人にあつては、営業の事実を証する書類
- (3) 直前決算の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書および利益処分計算書、個人にあつては、貸借対照表および損益計算書をいう。）
- (4) 納税証明書
- (5) 社会保険料納入証明書
- (6) 労働保険料納付書
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項に規定する秋田県知事の登録証明書の写し
- (8) 契約実績調書
- (9) 技術者経歴書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める書類

3 登録申請書の受付期間は、市長が別に定める。

(登録名簿への登載)

第4条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を審査し、庁舎清掃業者等登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、定期の登録においては、第3条の申請書類を受理した日の属する年の10月1日から次の定期の登録審査を行う年の9月30日までとし、随時の登録においては、登録名簿に登録された日から次の定期の登録審査を行う年の9月30日までとする。

(登録審査の結果通知)

第6条 市長は、登録審査の結果について、第3条に規定する申請を行った者に対し、通知するものとする。ただし、登録審査の結果を秋田市ホームページに掲載する場合は、通知を省略できるものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったときは庁舎等の建物清掃業務等入札参加希望者登録申請書記載事項変更届を、また事業を休・廃止したときは事業休止（廃止）届を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第8条 市長は、登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 営業を廃止した場合
- (2) 第2条に該当した場合
- (3) 申請書および添付書類に虚偽の事項を記載した場合
- (4) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

(業者の選定)

第9条 市は、庁舎等の清掃業務等の競争入札への参加業者の選定に際しては、原則として登録名簿に登載された者の中から行うものとする。また、随意契約の相手方となるべき者を選定する場合も同様とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。